

「公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書」の

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1881 号 一部改正 平成 29 年 3 月 15 日付け 28 年度発中畜第 2921 号 一部改正 平成 30 年 3 月 14 日付け 29 年度発中畜第 5245 号 一部改正 平成 31 年 3 月 13 日付け 30 年度発中畜第 4930 号 一部改正 <u>令和 2 年 3 月 19 日付け 元年度発中畜第 5085 号</u></p>	<p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1881 号 一部改正 平成 29 年 3 月 15 日付け 28 年度発中畜第 2921 号 一部改正 平成 30 年 3 月 14 日付け 29 年度発中畜第 5245 号 一部改正 平成 30 年 3 月 14 日付け 29 年度発中畜第 5245 号</p>
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p>
<p>第 1 条 ~ 第 3 条 (略)</p>	<p>第 1 条 ~ 第 3 条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業</p>
<p>第 4 条 (略)</p>	<p>第 4 条 (略)</p>
<p>第 5 条 中央畜産会が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、 実施要綱別表(第 4 関係)の 1 の(1)、(2)、(3)の <u>ア、(4)、(5)、(6)</u> 2 の(1)、(2)、(3)及び(4)の事業とする。</p>	<p>第 5 条 中央畜産会が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、 実施要綱別表(第 4 関係)の 1 の(1)、(3)の <u>ア、2 の(1)、(2)</u> 及 <u>び(3)</u>の事業とする。</p>
<p>第 6 条 中央畜産会が、自ら実施する事業は、実施要綱別表(第 4 関係)の 1 の(2)の事業、1 の(3)の <u>イ、2 の(5)</u>及び 3 の事業とする。</p>	<p>第 6 条 中央畜産会が、自ら実施する事業は、実施要綱別表(第 4 関係)の 1 の(2)の事業(<u>熊本地震対応分を含む。</u>)、1 の(3)の <u>イ、2 の(4)</u></p>

第3章 補助金交付事業の実施

第7条 公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）は、実施要綱第4の1の(2)、(5)、(6)及び2の事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）が承認（承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。）した事業実施計画の通知を地方農政局長より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

- 2 実施要綱第4の1の(2)、(5)、(6)、2の(1)、(2)、(3)及び(4)の事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続を行うものとする。
- (1)～(3) (略)

第8条 (略)

- 2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、実施要綱第4の1の(1)、(3)のア及び(4)の事業において、地域の实情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、止むを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う事業実施主体等がある場合は、事業実施主体等は、その理由を明記した交付決定前着工（又は着手）届を地方農政局長及び会長に提出するものとする。

3・4 (略)

及び3の事業とする。

第3章 補助金交付事業の実施

第7条 公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）は、実施要綱第4の2の事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が承認（承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。）した事業実施計画の通知を地方農政局長より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

- 2 実施要綱第4の2の(1)、(2)及び(3)の事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続を行うものとする。
- (1)～(3) (略)

第8条 (略)

- 2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、地域の实情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、止むを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う事業実施主体等がある場合は、事業実施主体等は、その理由を明記した交付決定前着工（又は着手）届を地方農政局長及び会長に提出するものとする。

3・4 (略)

5 会長は、実施要綱第4の1の(1)及び(4)の事業において、地方農政局長から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないことから地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条又は第220条第3項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。

なお、会長は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長に意見を求めることができるものとする。

第9条 (略)

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、実施要綱第4の1の(1)及び(3)のア及び(4)の事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長に報告するものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあっては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、実施要綱第2の5に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

3～5 (略)

6 前条第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項

5 会長は、実施要綱第4の1の(1)の事業において、地方農政局長から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないことから地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条又は第220条第3項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。

なお、会長は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長に意見を求めることができるものとする。

第9条 (略)

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、実施要綱第4の1の(1)及び(3)のアの事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長に報告するものとする。

3～5 (略)

6 前条第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項

の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書に取りまとめ、速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第2項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

7 会長は、実施要綱第4の2の(1)(2)(3)及び(4)の事業について、生産局長に承認された計画が複数年度にわたって事業を実施することを内容とする場合には、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、事業実施主体から実施状況の報告を受けるものとする。

第10条（略）

2 会長は、前項の提出があった場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の概算払を行うものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、実施要綱第2の5に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

第11条 会長は、生産局長から事業の中止又は廃止の通知があった場合及び次に掲げる場合には、第8条第1項の交付決定の全部又は一部を取消し又

の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書を速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第2項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

7 会長は、実施要綱第4の2の(1)(2)及び(3)の事業について、生産局長に承認された計画が複数年度にわたって事業を実施することを内容とする場合には、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、事業実施主体から実施状況の報告を受けるものとする。

第10条（略）

2 会長は、前項の提出があった場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の概算払を行うものとする。

第11条 会長は、生産局長から事業の中止又は廃止の通知があった場合及び次に掲げる場合には、第8条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消し

は変更（以下「取消等」という。）することができる。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

第12条 中央畜産会は、生産局長及び地方農政局長が承認した事業実施計画が適切に実施されるよう、円滑かつ適正な補助金交付を行わなければならない。

また、交付決定及び補助金の支払いを行うに当たり、疑義がある場合には、速やかに生産局長及び地方農政局長に報告し、適切な対応について必要な指示を受けるものとする。

第4章 事業実施主体事業の実施

第13条～第16条 (略)

第5章 適切な基金の管理

第17条 (略)

2 中央畜産会は、実施要綱別表（第4関係）に定める事業内容の1の(1)から(4)まで、1の(5)及び(6)、2、3ごとに経理を区分して管理するものとする。

3～8 (略)

第6章 報告

第18条 (略)

又は変更（以下「取消等」という。）することができる。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

第12条 中央畜産会は、生産局長及び地方農政局長が承認した事業実施計画が適切に実施されるよう、円滑かつ適正な補助金交付を行わなければならない。

また、交付決定及び補助金の支払を行うに当たり、疑義がある場合には、速やかに生産局長及び地方農政局長に報告し、適切な対応について必要な指示を受けるものとする。

第4章 事業実施主体事業の実施

第13条～第16条 (略)

第5章 適切な基金の管理

第17条 (略)

2 中央畜産会は、実施要綱別表（第4関係）に定める事業内容の1の(1)から(4)まで、1、2及び3ごとに経理を区分して管理するものとする。

3～8 (略)

第6章 報告

第18条 (略)

第7章 雑則

第19条 (略)

第20条 会長は、事業実施主体等に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条に準じて、取得財産等を実施要綱第4の1の(1) 及び(3)のア及び(4)の事業にあつては地方農政局長、実施要綱第4の1の(2)及び第4の2の事業にあつては会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2・3 (略)

4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、実施要綱第4の1の(1) 及び(3)のア及び(4)の事業にあつては地方農政局長、実施要綱第4の1の(2)及び第4の2の事業にあつては会長の承認を受けなければならない。

5 (略)

第21条 中央畜産会は、事業実施主体等に対して、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について補助金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導するものとする。

2・3 (略)

第7章 雑則

第19条 (略)

第20条 会長は、事業実施主体等に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条に準じて、取得財産等を実施要綱第4の1の(1) 及び(3)のアの事業にあつては地方農政局長、実施要綱第4の1の(2)及び第4の2の事業にあつては会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2・3 (略)

4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、実施要綱第4の1の(1) 及び(3)のアの事業にあつては地方農政局長、実施要綱第4の1の(2)及び第4の2の事業にあつては会長の承認を受けなければならない。

5 (略)

第21条 中央畜産会は、事業実施主体等に対して、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導するものとする。

2・3 (略)

第 22 条・第 23 条 （略）

附則

この業務方法書は、令和 2 年 3 月 19 日（理事会の決議のあった日）から
施行し、生産局長の承認のあった日（令和 2 年 3 月 25 日）から適用する。

第 22 条・第 23 条 （略）